

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第8号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和32年長野県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第8条第1項第8号ア」を「第8条第1項第7号のア」に改める。

第5条中「第8条第1項第8号ア(7)」を「第8条第1項第7号のアの(7)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第9号

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則

(美容師法施行細則の一部改正)

第1条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「乳児院」の次に「、児童養護施設」を加え、同条第3号中「(軽費老人ホーム及び有料老人ホームにあつては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業者が特定施設入居者生活介護を行うものに限る。)」を削り、同条第5号中「の規定」を「(平成9年法律第123号)の規定」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則(昭和33年長野県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「乳児院」の次に「、児童養護施設」を加え、同条第3号中「(軽費老人ホーム及び有料老人ホームにあつては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業者が特定施設入居者生活介護を行うものに限る。)」を削り、同条第5号中「の規定」を「(平成9年法律第123号)の規定」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第10号

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県林業大学校管理規則(昭和53年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表の専門教育科目の項中

森林風致計画学			2	
保健休養学				1

を

森林風致計画学			2	
労働安全			2	
保健休養学				1

に、「 $4\frac{14}{15}$ 」を「 $6\frac{14}{15}$ 」に、

「

体験研修		2		4
------	--	---	--	---

」を

「

体験研修		2		2
------	--	---	--	---

」に、「 $3\frac{3}{5}$ 」を

「 $2\frac{2}{3}$ 」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

信州の木活用課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第11号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第157条の2第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第157条の4中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

別表第4の11需用費の項中「請負人等選定調書」を「要件調書・請負人等選定調書」に改め、同表の12役務費の項中「契約書・請書・請求書(支出の原因となる帳票類)」及び「内訳書・見積書・契約書・請書」の次に「、要件調書・請負人等選定調書」を加え、同表の13委託料の項中「請負人等選定調書」を「要件調書・請負人等選定調書」に改め、同表の14使用料及び賃借料の項中「契約書・請書・請求書(支出の原因となる帳票類)」及び「、見積書・契約書・請

書」の次に「、要件調書・請負人等選定調書」を加え、同表の15工事請負費の項中「請負人等選定調書」を「要件調書・請負人等選定調書」に改め、同表の16原材料費の項中「仕様書」及び「予定価格調書、契約書・請書」の次に「、要件調書・請負人等選定調書」を加える。

様式第188号中「の100／108の」を「から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた」に改め、同備考の1中「に108分の100を乗じて得た額」を「から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（入札公告、入札説明書又は入札心得に定める入札書に記載させる金額の計算方法の例により算定した金額）」に改める。

様式第189号中「100分の8」及び「8／100」を「消費税及び地方消費税」に改める。

様式第190号中「100分の8」を「消費税及び地方消費税」に改め、「（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）」を削り、「見積もる金額の108分の100に相当する」を「入札書に記載する金額の計算方法を記載した書類（入札説明書等）に定める計算方法により算定した」に改め、同様式の備考の3を同備考の4とし、同備考の2の次に次のように加える。

3 入札書に記載させる金額の計算方法を記載した書類（入札説明書等）を添付すること又は閲覧に供すること。

様式第211号中

「うち使用許可に係る消費税及び地方消費税の額
(注) 「使用許可に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、使用料に108分の8を乗じて得た額である。」

を

「(うち使用許可に係る消費税及び地方消費税の額 円)」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第157条の2第1号、第157条の4及び様式第211号の改正規定は、公布の日から施行する。

会計課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第8条（見出しを含む。）中「教学指導課」を「学びの改革支援課」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

別表第6の1の長野県教科用図書選定審議会の項中

「

教学指導課	を	学びの改革支援課
-------	---	----------

」に改める。

別表第7の課又は室の項中

「

教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理
------	--------------------

」

を

「

学校支援幹	教育行政に関する専門的事務及び企画調整事務の総括掌理
教育主幹	教育行政に関する専門的事務の総括掌理

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育政策課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第5条」を「第4条第2項」に改め、同項第4号のイ中「第2条第4項、第6項若しくは第7項」を「第2条第6項、第8項若しくは第9項」に、「4時間」を「3時間」に改め、同号のウ中「第2条第5項から第7項」を「第2条第7項から第9項」に、「4時間」を「3時間」に改める。

第5条中「のうち前条第1項第4号のアの業務」を削り、同条第5号中「業務」の次に「のうち前条第1項第4号のアの業務」を加え、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 条例第24条の3第1項第4号の業務のうち前条第1項第4号のイ及びウの業務 2,700円

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

義務教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県長野工業高等学校の項中

「環境システム科」を	環境システム科 機械工学科 電気電子工学科 物質化学科 情報工学科 土木工学科 建築学科	に改める。
------------	--	-------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県立中学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立中学校管理規則（平成23年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次項第2号」を「次項第1号」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
4	18	5
3	16	5
3	14	4
2	13	4
2	11	3
2	9	2
4	27	
4	24	

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
4		18		5
3		16		5
3		14		4
2		13		4
2		11		3
2		9		2
4		27		
4		24		

別表第2の1中

3	21	
3	18	
2	15	
2	12	
4	19	4
3	17	4
3	15	3
3	13	3
2	11	3
2	9	2
3	26	2
3	23	2
3	20	1
3	17	1
2	14	1
2	11	1
9	14	4
8	13	3
7	11	3
6	10	3
5	9	2
4	7	2
9	19	3
8	17	3
7	14	3
6	13	2
5	10	2
4	8	2
9	11	7
8	10	6
7	8	6
6	8	5
5	7	4
4	5	4

を

3		21		
3		18		
2		15		
2		12		
	4		19	4
	3		17	4
	3		15	3
	3		13	3
	2		11	3
	2		9	2
	3		26	2
	3		23	2
	3		20	1
	3		17	1
	2		14	1
	2		11	1
	9		14	4
	8		13	3
	7		11	3
	6		10	3
	5		9	2
	4		7	2
	9		19	3
	8		17	3
	7		14	3
	6		13	2
	5		10	2
	4		8	2
	9		11	7
	8		10	6
	7		8	6
	6		8	5
	5		7	4
	4		5	4

に改め、同1の備考の1中「教科に関する科」

目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目、教科に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目の単位」に、「第6条の2」を「第5条」に改め、同備考の2中「教職に関する科目」を「各

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
2	11	3
2	9	2
2	11	3
2	9	2
5	9	2
4	7	2
5	7	4
4	5	4

を

教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同表の2中

領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
2	11		3	
2	9		2	
2	11		3	
2	9		2	
5	9		2	
4	7		2	
5	7		4	
4	5		4	

に改め、同表の3中

教職に関する科目	養護又は教職に関する科目

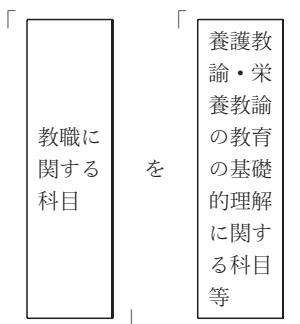
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目

を

に改め、同3の備考中「教

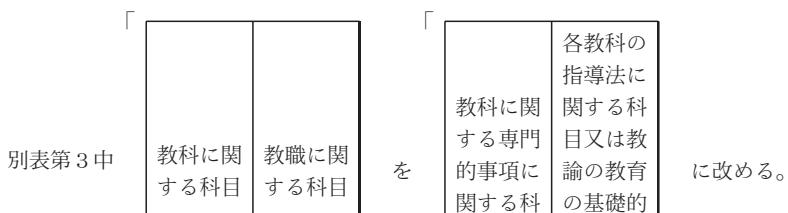
職に関する科目及び養護又は教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理...」

目」に、「それぞれ」及び「から第10条の2まで」を削り、同表の4中



に改め、同4の備考中「教職に関

する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理...」に改め、「それぞれ」を削り、「並びに省令第10条の3及び第10条の4」を「及び省令第10条」に改める。



に改める。

別表第4中

教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
	各教科の指導法	道徳の指導法			
7	1	2			
7		2			
7	2		2		
5	1		2		
	1	1	1	3	
	1		2	6	

を

教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				大学が独自に設定する科目
		道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
7	1	2				
	7	2				

に改め、同表の備考中「教科に関する科

7	2		2	
5	1		2	
	1	1	1	3
	1		2	6

」

目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び大学が独自に設定する科目」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和52年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「又は」を「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（これに準ずるものを含む。）又は」に、「市町村民税の納税証明書若しくは納税通知書」を「住民税の課税証明書、納税通知書若しくは特別徴収税額通知書」に改める。

様式第2号中

市町村民税課税額		道府県民税 均等割額		道府県民税 所得割額	
均等割額	所得割額	市町村民税 均等割額	市町村民税 所得割額	市町村民税 均等割額	市町村民税 所得割額

を

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の3を第3条の6とし、第3条の2の次に次の3条を加える。

（時間外勤務を命ずる際の考慮等）

第3条の3 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第5条の規定により命ぜられて行う勤務をいう。以下この条から第3条の5までにおいて同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮するものとする。

2 任命権者は、職員に週休日における勤務を命ずる場合には、勤務を命ずる週休日の日数をできる限り少なくし、及び当該週休日における勤務時間をできる限り短くするよう努めるものとする。

3 任命権者は、業務量の削減又は業務の効率化に取り組むなど、時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講ずるものとする。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第3条の4 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）

別表第1に掲げる事業に従事する職員（人事委員会が定める職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務（人事委員会が定める週休日（次項第2号において「特定週休日」という。）における勤務を除く。以下この項及び次項第4号において同じ。）を命ずる場合には、1月について45時間、1年について360時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

2 任命権者は、通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に前項に規定する時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることができる。

- (1) 1月について前項に規定する時間を含め100時間未満
- (2) 1年について前項に規定する時間を含め720時間（任命権者が職員に特定週休日における勤務を命ずる場合の当該特定週休日における勤務時間を除く。）
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

3 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて公務の運営上真にやむを得ないものと任命権者が認める業務をいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、第1項に規定する時間（前項の規定により時間外勤務を命ずる場合にあつては、同項各号に掲げる時間又は月数。以下この項において同じ。）を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、前2項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、第1項に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会

が定める場合も、同様とする。

（時間外勤務に係る分析、検証等）

第3条の5 任命権者は、職員に前条第1項に規定する時間（同条第2項の規定により時間外勤務を命ずる場合にあつては、同項各号に掲げる時間又は月数）又は労働基準法第33条第1項の規定により同法第36条第1項の協定で定める労働時間等（同項の協定で定める労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間並びに労働させることができる休日の日数をいう。）を超えて時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、人事委員会が定めるところにより、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

第6条第1項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第3条の4第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

人事委員会事務局

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成21年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会事務局